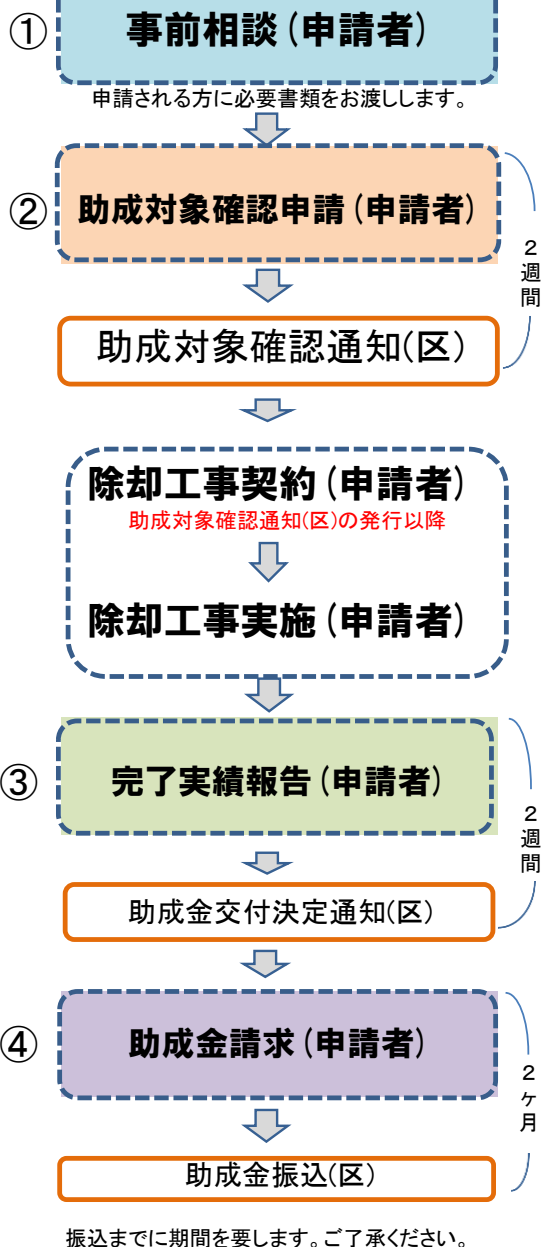


除 却



【注意事項等】

◆区から「助成対象確認通知」が発行される前に契約または除却に着手していた場合には、助成対象不承認となります。

◆除却工事の完了後、速やかに完了実績報告をご提出ください。

◆3か月以内に発行された書類をご提出ください。

◆申請書等について、記入した内容に誤りがあり訂正する場合は、当該部分に二重線を引いてください。承諾書及び委任状の訂正の場合、当該部分に線を引いた上で、訂正印を押す必要がございます。※請求書は、記載し直した上で再度ご提出いただく必要があります。

◆助成対象確認通知を受けた後、申請内容に変更が生じる場合は、変更手続きが必要となりますので、耐震化担当までお問合せください。
(例:申請者の住所変更等)

◆申請手続きを代理者が行う場合は、助成対象確認通知書及び助成金交付決定通知書を代理者に郵送します。

墨田区住宅除却助成提出書類チェックシート

◆ 助成対象要件

- ☐ 次のうち、延べ床面積の過半が住宅の用途であるもの。
 - ↳【木造】 平成12年5月31日以前に着工された平屋建てまたは2階建ての住宅
 - ↳【非木造】 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ☐ 除却費を対象とした同種の助成を受けていない建物
 - ↳例: 道路整備・密集事業など都市計画事業による補償を受けていないこと
 - ↳例: 不燃化促進事業における除却助成制度の対象でないこと
 - ↳例: 老朽危険家屋除却費等助成制度の対象でないこと
(区役所5階安全支援課が行う助成事業)
- ☐ 個人または中小企業者であること(申請者が住宅の所有者でない場合は、所有者の承諾を得ていること)
- ☐ 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者が、営利を目的として行う除却でないこと
- ☐ 申請者が住民税を滞納していないこと
- ☐ 有資格者(一級・二級・木造建築士)によって、耐震性が不足していると判断された建物

① 事前相談

メール(funentaishin@city.sumida.lg.jp)で受け付けています。ご不明な点は事前にご相談ください。

② 助成対象確認申請(申請様式は区のホームページから取得出来ます)

- ☐ 確約書
- ☐ 除却助成対象確認申請書(第2号様式)
- ☐ 建築年月日等が確認できる書類及び建物の所有者がわかる書類
 - ↳例: 建物の登記簿全部事項証明書…※法務局で請求
 - ↳例: 家屋課税台帳の写し…※都税事務所で請求
- ☐ 建物の所在地がわかる位置図(地図コピーに赤でマーク等)
- ☐ 建物全体の写真(可能な範囲で建物全景が写るように撮影する)
- ☐ 耐震性の不足が確認できる耐震診断結果報告書
 - ↳【木造(旧耐震)】
 - ・誰でもできるわが家の耐震診断(一般財団法人日本建築防災協会)判定で7点以下
 - ・耐震診断(一般診断または精密診断(Iw=1.0未満))
 - ↳【木造(新耐震)と非木造】
 - ・耐震診断(一般診断または精密診断(Iw=1.0未満、Is=0.6未満))
- ☐ 耐震性判断書(建築士が判断根拠を記載、各階平面図等)
- ☐ 耐震性判断者資格証(建築士免許証等)の写し

- ☐ 完納済み住民税納税証明書(前年度)または非課税証明書(前年度)
- ☐ 住民税納税証明書の提出に係る確認書(★助成対象確認申請時に完納済み住民税納税証明書が提出できない場合)

- ☐ 工事内訳書(見積書等、工事内容・費用が明記してあること)

- ☐ 消費税についての確認書(個人)または消費税仕入税額控除確認書(法人または個人事業者)

- | | |
|-------------|---|
| 該
当
者 | ☐ 法人登記事項証明書(申請者が法人である場合) |
| | ☐ 承諾書及び印鑑証明書(共有者が他にいる場合または申請者が所有者でない場合)※押印必要 |
| | ☐ 委任状(助成金を受けられる方が複数の場合または申請手続きについて代理者が行う場合)※押印必要 |
| | |

③ 完了実績報告(工事費用の支払い完了後に提出してください)

- ☐ 除却助成金交付申請書兼完了実績報告書(第23号様式)
- ☐ 撮影日を確認することができる除却写真
(除却後・除却後敷地全景を含む)
- ☐ 除却に係る契約書の写し
- ☐ 除却契約に係る領収書の写し
- ☐ 工事内訳書(②提出時のものから変更が無ければ省略可)
- ☐ 完納済み住民税納税証明書(前年度)または非課税証明書(前年度)
(★助成対象確認申請時に提出できていない場合)
- ☐ 除却が完了したことを施工者が証する書類

④ 助成金請求(③と一緒に提出可)

- ☐ 除却助成金交付請求書(第32号様式)

建築士作成

除却(解体)業者作成

助成率と助成額（除却）

◆対象区域は「区内全域」です。※以下の緊急対応地区内・外により助成限度額が異なります。

【緊急対応地区】

☐ 向島一丁目～五丁目	☐ 京島一丁目～三丁目	☐ 本所三丁目
☐ 東向島一丁目～六丁目	☐ 文花一丁目～三丁目	☐ 東駒形二丁目
☐ 堤通一丁目及び二丁目	☐ 八広一丁目～六丁目	☐ 東駒形三丁目
☐ 墨田一丁目～五丁目	☐ 立花一丁目～六丁目	☐ 横川二丁目
☐ 押上一丁目～三丁目	☐ 東墨田一丁目～三丁目	

◆助成額のイメージ

対象区域	緊急対応地区内	緊急対応地区外
助成率	1/2 ※	
助成限度額	最大 100 万円 ※	最大 50 万円 ※

※いずれか低い額。千円未満は切り捨て

・助成の対象となるのは、住宅の除却（解体）工事費です。

外構（門、塀、植栽、アプローチなど）や残置物・地中埋設物の撤去処分に係る費用等は助成対象外です。

※ブロック塀等の撤去工事は別の助成制度がありますのでお問い合わせください。

※助成対象内・外を確認する必要があるため、工事内訳書（見積書等）はある程度詳細に記載してもらってください。（「解体工事一式：●●円」の一項目のみは×）

・（赤枠内）の「誰でもできるわが家の耐震診断」や「耐震性判断書」の作成費用は助成対象外です。

※（赤枠内）の「耐震診断」については、助成制度がございます。

（診断申請書類）



◆除却助成申請を行う前に必ず行ってもらふこと

事前相談

- ・助成要件や助成金申請の流れを説明します。
- ・申請書類をお渡しします。※区のホームページでも取得出来ます。
- ・耐震性能を判断する専門家（建築士）の紹介をしている団体をご案内します。

（除却申請書類）



※注意事項

助成対象確認申請および区の決定前に、除却に係る契約を結ばれている場合や除却工事に着手されている場合は、助成金の交付は出来ません。

必ず事前相談を行い、助成対象確認申請と区の決定を経てください。

担当：墨田区役所 9 階 不燃・耐震促進課 不燃・耐震促進担当

メール：funentaishin@city.sumida.lg.jp

電話：03-5608-6269（内線3963）